

地理情報システム高度利用推進事業実施要領

令和2年4月1日付け元農振第2952号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

地理情報システム高度利用推進事業（以下「本事業」という。）は、地理情報システム高度利用推進事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第2951号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容

要綱第2の「具体的な運用等」は、次に掲げるとおりとする。

1 国営及び国営関連事業地区における実証調査

(1) 協議会の設置、運営

本実証調査を実施しようとする都道府県は、本実証調査の実施地区に関係する国、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等を構成員とする協議会を設置するものとする。同協議会は、本実証調査の全体構想及び年間計画を策定するとともに、本実証調査の進捗状況の確認、成果の共有等を行うものとする。また、本事業完了後も引き続きドローン等新技术を活用した農業水利施設の管理に取り組むための行動計画を策定するものとする。

(2) ドローン等新技术と地理情報システム（以下「GIS」という。）の連携

都道府県は、必要に応じて、ドローン等新技术で取得した画像データ等を既存のGISに蓄積し、共有・利用するために、GISの改修等を行うものとする。

(3) ドローン等新技术の導入のための技術指導

都道府県は、実証調査の実施に当たり、施設管理者がドローン等新技术の操作方法等を習得する必要がある場合は、委託等により、専門技術者による現地指導、研修等を実施するものとする。

(4) ドローン等新技术を活用した農業水利施設の管理に関する現地調査

都道府県は、ドローン等新技术を活用した農業水利施設の管理による省力化・高度化の効果を検証するため、以下のとおり現地調査を実施するものとする。

ア 巡回目視等による方法及びドローン等新技术を活用した方法により、農業水利施設の日常管理をかんがい期及び非かんがい期に複数回実施し、それぞれの方法ごとに日常管理に要する時間、人数等を調査する。

イ ドローン等新技术の活用により取得した画像データ等をGISに蓄積し、共有・利用するために必要な画像データ等の加工・登録、関連する施設情報の編集等に要する時間、人数、費用等を調査する。

(5) 現地調査の結果の分析・評価・成果の取りまとめ

都道府県は、(4)の現地調査により得られた調査結果を分析・評価するとともに、ドローン等新技术を活用した農業水利施設の管理における課題を抽出し、実証調査の成果として取りまとめるものとする。取りまとめたものは、要綱第2の2の事業の事業実施主体に提供するものとする。

2 施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開

要綱第2の2の事業の事業実施主体は、1の事業を実施する地区から提供された成果を整理し作成した手引きを活用した研修等の実施により、ドローン等新技术を活用した農業水利施設の管理の省力化・高度化の取組の全国展開を図る。

第3 事業の実施手続

1 事業の申請

(1) 要綱第4の1の(1)の「地理情報システム高度利用推進事業採択申請書」の様式は別記様式第1号とし、「地理情報システム高度利用推進計画」の様式は別記様式第2号とする。

(2) 要綱第4の1の(2)の「地理情報システム高度利用推進事業採択申請書」の様式は別記様式第3号とする。

2 事業の採択

(1) 要綱第4の2の(1)の「地理情報システム高度利用推進事業採択通知書」の様式は別記様式第4号とする。

(2) 要綱第4の2の(2)の「地理情報システム高度利用推進事業採択通知書」の様式は別記様式第5号とする。

3 事業の変更

(1) 要綱第4の3の(1)の「地理情報システム高度利用推進事業変更承認申請書」の様式は別記様式第6号とし、「地理情報システム高度利用推進変更計画」の様式は別記様式第7号とする。

(2) 要綱第4の3の(2)の「地理情報システム高度利用推進事業変更承認通知書」の様式は別記様式第8号とする。

(3) 要綱第4の3の(1)の「重要な部分の変更」は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施地区の変更

イ その他事業内容の著しい変更

第4 事業実績の報告

1 要綱第6の1の事業実績の報告は、事業実施年度の3月末日までに別記様式第9号により行うものとする。

2 要綱第6の2の事業実績の報告は、事業実施年度の3月末日までに別記様式第10号により行うものとする。

第5 助成

要綱第7の「必要となる経費」は、別表に掲げるとおりとする。

第6 その他

1 要綱第2の2の事業の事業実施主体は、手引き等の作成に当たって、第三者が権利を有する

著作物を使用する場合、原作者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。また、全国の土地改良事業関係者が自由に利用できるようにするため、二次利用により、原作者の著作権、肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。

- 2 要綱第2の2の事業の事業実施主体は、手引き等について、第三者と著作権、肖像権等に係る権利侵害の紛争等が発生した場合、事業実施主体の責任と負担において一切の処理を行うものとする。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

別表

本事業の補助対象経費は次のとおりとする。

I 国営及び国営関連事業地区における実証調査

区 分	経 費	注 意 点
1. 報酬、給料(ただし、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。)及び職員手当等	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価	・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
2. 報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体として従事する者に対する謝金は認めない。
3. 旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ、資料収集等に必要な旅費又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費	
4. 需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
5. 役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない、器具機械等の各種保守・改良、翻訳並びに分析及び試験等を専ら行うために必要な経費	
6. 委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
7. 使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、有料道路使用、会議の会場及び物品等の使用に必要な経費	
8. 共済費	1. の支払を受ける者に対する共済組合負担金及び社会保険料等	
9. 資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費	
10. 機械賃料	本事業の実施に直接必要なドローン等のレンタル等に要する費用、RTK-GNSS受信機等現地調査で必要となる機器のレンタル等に要する費用その他本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料	・製品化されているドローン等新技術に限る。

区 分	経 費	注 意 点
11. 保険料	本事業の実施に直接必要なドローン等の機器に対する機体保険料及び賠償責任保険料に必要な経費	

II 施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開

区 分	経 費	注 意 点
1. 賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価	・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
2. 報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・社内規定等、単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体として従事する者に対する謝金は認めない。
3. 旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ、資料収集等に必要な旅費又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費	
4. 需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
5. 役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない、器具機械等の各種保守・改良、翻訳並びに分析及び試験等を専ら行うために必要な経費	
6. 委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を控除した実費弁済の経費に限る。
7. 使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、有料道路使用、会議の会場及び物品等の使用に必要な経費	

区 分	経 費	注意点
8. 給与、職員手当等又は技術員手当	「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費	
9. 共済費	1. 又は 8. の支払いを受ける者に対する共済組合負担金及び社会保険料等	
10. 資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費	
11. 機械賃料	本事業の実施に直接必要なドローン等のレンタル等に要する費用、RTK-GNSS 受信機等現地調査で必要となる機器のレンタル等に要する費用その他本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料	・製品化されているドローン等新技術に限る。
12. 保険料	本事業の実施に直接必要なドローン等の機器に対する機体保険料及び賠償責任保険料に必要な経費	

- 1 本事業における人件費の算定等にあたっては、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた成果を有償で配布した場合
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(別記様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

地理情報システム高度利用推進事業採択申請書

地理情報システム高度利用推進事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第2951号農林水産事務次官依命通知）第2の1の実証調査を実施したいので、同要綱第4の1に基づき、地理情報システム高度利用推進計画を添付して申請します。

記

地区名	都道府県名	市町村名	事業内容	事業費 千円

(別記様式第2号)

地理情報システム高度利用推進計画

都道府県名

1 実証調査地区の概要

地区名	〇〇地区
実証調査対象施設及び概要	
実証調査対象施設造成事業	
実証調査対象施設の管理者	
協議会の構成員	

2 実証調査の内容

- (1) 協議会の設置、運営
- (2) ドローン等新技術と地理情報システムの連携
- (3) ドローン等新技術の導入のための技術指導
- (4) ドローン等新技術を活用した農業水利施設の管理に関する現地調査
- (5) 現地調査の結果の分析・評価・成果の取りまとめ

【添付資料】

- ・実証調査対象施設が分かる図面 等

(別記様式第3号)

年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

申請者名

地理情報システム高度利用推進事業採択申請書

地理情報システム高度利用推進事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第2951号農林水産事務次官依命通知）第2の2の事業を実施したいので、同要綱第4の1に基づき、申請します。

記

事業概要	事業費	備考
	千円	

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

地理情報システム高度利用推進事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、下記のとおり採択したので通知する。

なお、同要綱第7のとおり、事業費への補助については、予算の範囲内で行うものとする。

記

地区名	都道府県名	市町村名	事業概要	事業費 千円

(別記様式第5号)

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長

地理情報システム高度利用推進事業採択通知書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、下記のとおり採択したので通知する。

記

事業概要	事業費	備考
	千円	

(別記様式第6号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

地理情報システム高度利用推進事業変更承認申請書

地理情報システム高度利用推進事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第2951号農林水産事務次官依命通知）第4の3に基づき、下記のとおり変更したいので、地理情報システム高度利用推進変更計画を添付して申請します。

記

1 変更概要

	地区名	都道府県名	事業内容	事業費
当初				千円
変更				

2 変更理由

(別記様式第7号)

地理情報システム高度利用推進変更計画

都道府県名

1 実証調査地区の変更概要

	変更前	変更後
地区名		
実証調査対象施設及び概要		
実証調査対象施設造成事業		
実証調査対象施設の管理者		
協議会の構成員		

2 実証調査の変更内容

- (1) 協議会の設置、運営
- (2) ドローン等新技術と地理情報システムの連携
- (3) ドローン等新技術の導入のための技術指導
- (4) ドローン等新技術を活用した農業水利施設の管理に関する現地調査
- (5) 現地調査結果の分析・評価・成果の取りまとめ

【添付資料】

- ・変更内容が分かる図面 等

(別記様式第8号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

地理情報システム高度利用推進事業変更承認通知書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、地理情報システム高度利用推進事業の変更については、下記のとおり承認したので通知する。

記

地区名	都道府県名	市町村名	事業概要	事業費 千円

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

地理情報システム高度利用推進事業実績報告書

地理情報システム高度利用推進事業実施要綱(令和2年4月1日付け元農振第2951号農林水産事務次官依命通知)第6に基づき、下記のとおり事業の実績について報告します。

記

都道府県名		市 町 村	
地 区 名		事 業 費	千円
実施内容			
(1) 実証調査の概要			
(2) 実証調査の成果等			

(別記様式第 10 号)

年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

申請者名 印

地理情報システム高度利用推進事業実績報告書

地理情報システム高度利用推進事業実施要綱（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2951 号農林水産事務次官依命通知）第 6 に基づき、下記のとおり事業の実績について報告します。

記

令和○年度 実施成果